（禁止行為）

第五十二条　法第三十一条第三項の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　旅行サービス手配業務に関し取引をする者に対し、法令に違反する行為を行うことをあつせんし、又はその行為を行うことに関し便宜を供与する行為

二　運送サービス（専ら企画旅行の実施のために提供されるものに限る。）を提供する者に対し、輸送の安全の確保を不当に阻害する行為

三　旅行サービス手配業務に関し取引をする者に対し、旅行者が特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を購入することを強要する行為を行うことをあつせんし、又はその行為を行うことに関し便宜を供与する行為

（新設）

（事業の廃止等の届出）

第五十三条　法第三十五条第一項の規定により旅行サービス手配業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業廃止届出書を主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は商号若しくは名称及び住所

二　登録番号

三　事業廃止の年月日

四　事業廃止の理由

2　法第三十五条第一項の規定により旅行サービス手配業の全部の譲渡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業譲渡届出書を主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一　前項第一号及び第二号に掲げる事項

二　事業譲渡の年月日

三　事業を譲り受けた者の氏名又は商号若しくは名称及び住所

四　事業譲渡の理由

3　法第三十五条第一項の規定により分割による旅行サービス手配業の全部の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業分割承継届出書を主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一　第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二　事業分割承継の年月日

三　事業を分割により承継した法人の商号又は名称及び所在地

四　事業分割承継の理由

（新設）

（法人の合併による消滅等の届出）

第五十四条　法第三十五条第二項の規定により旅行サービス手配業者たる法人の合併による消滅の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した法人消滅届出書を主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は商号若しくは名称及び住所

二　登録番号

三　合併の年月日

四　合併後存続する法人又は合併により設立した法人の商号又は名称及び所在地

五　合併の理由